

朝霞市告示第 40 号

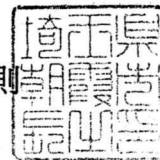
道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は令和7年3月14日から2週間都市建設部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7年 3月14日

朝霞市長 富岡 勝則



1 路線名

市道第8号線

2 占用を制限する区域

朝霞市栄町5丁目1978番1地先から

朝霞市本町1丁目1890番1地先まで

3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

4 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占用の制限の開始の期日

令和7年4月1日